

消費生活 相談

男性の被害も増加しています！ 「脱毛エステ」のトラブルにご注意ください！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には「脱毛エステ」についての相談が多く寄せられています。契約当事者の年代をみると、10～20歳代の割合が高く、性別では女性が多いものの、2020年度からは男性からの相談も増加しています。



「安さや気軽さを強調した広告を見て、お試しで施術を受けるつもりが、高額なコースを勧誘されて契約してしまった」というケースのほか、特定の事業者の倒産や返金遅延トラブルに関する相談等が寄せられています。契約の際は、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて、理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。

相談事例

【事例1】 SNS広告に掲載されていた施術を希望したが、高額なプランを勧められた。

【事例2】 脱毛エステの体験に行き、体験後に担当者から契約を勧められた。強引に勧誘され、断り切れずに契約してしまった。

【事例3】 脱毛エステで30万円の契約をし、クレジットカードで決済したが、店舗が経営破綻状態だと報道された。



トラブルを防ぐために…

- ▽「お試し施術」「月額〇〇〇円」など、低価格の広告をうのみにしない。
- ▽気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにする。
- ▽強引に契約を迫られてもきっぱりと断る。
- ▽契約は慎重に検討する。
- ▽分割払い（個別クレジット）の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認する。
- ▽長期間にわたる契約では、解約せざるを得ない状況も想定されるため、都度払いができる店やコースも検討する。
- ▽トラブルに遭ってしまっても、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができる場合があります。※特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの契約であれば、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面またはメール等によりクーリング・オフができます。

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

国民年金 だより お知らせ 日本年金機構からの



■国民年金保険料が改定されます

令和6年度の国民年金保険料の額は、1万6980円/月です。

■日本年金機構におけるマイナンバーの利用について
マイナンバーの利用により、これまで必要だった書類の提出が不要になるなど利便性が向上しますので、マイナンバーの記入にご協力をお願いします。

■国民年金保険料はスマートフォンアプリによる電子（キャッシュレス）決済ができます

▼利用に必要なもの：▽納付書▽スマートフォン▽決済アプリ

■「ねんきんネット」の利用開始登録が簡単にできます

「ねんきんネット」は、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。「ねんきんネット」や「マイナポータル」から登録ができます。年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などにご活用ください。※▽「ねんきんネット」から登録する際は、基礎年金番号・メールアドレス・アクセスキーをご用意ください。▽アクセスキーは「ねんきん定期便」や「20歳に到達した方等へのねんきんネットアクセスキー通知書」でお知らせしており、年金事務所でも発行できます。▽アクセスキーの有効期限は、お手元に届いてから3か月間です。ご注意ください。



▲ねんきんネット



▲詳細はこちら

【問い合わせ】▽マイナンバーについて：マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120・95・0178）
▽「ねんきんネット」について：☎0570・058・555
▽その他について：水戸北年金事務所（☎231局2283）